

一般財団法人地方競馬共済会特別給付規程（抜粋）

（趣旨）

第1条 騎手の競走中の事故、又は騎手が地方競馬主催者（以下「主催者」という。）の管理下にある間における事故（以下「競走中等における事故」という。）に対する特別の給付については、一般財団法人地方競馬共済会給付規程（以下「給付規程」という。）及び一般財団法人地方競馬共済会会員規程（以下「会員規程」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

2 前項の主催者の管理下にある間における事故とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 能力・調教試験、発走試験中の事故
- (2) 主催者調整ルーム入室後の事故及び騎手控室、装鞍所、検量所、下見所等での事故
- (3) 所属場の競馬開催日における調教中の事故
- (4) 所属場以外の競馬開催日における調教中の事故（当該開催において、騎乗申込みをした騎手が出走申込みをした馬の調教に係る事故に限る。）

（特別給付）

第2条 一般財団法人地方競馬共済会（以下「共済会」という。）は、会員である騎手の競走中等における事故に対し、給付規程第3条及び第4条の規定による給付のほか、当該会員又はその遺族に対しこの規程の定めるところにより第5条に規定する特別給付を行う。

2 この規程において「競走中」とは、競馬番組に定める競走に関し乗馬命令を受けたときから後検量が終了するときまで（後検量を受けない者にあつては、脱鞍するときまで）をいう。

3 この規程において「競走中等における事故」とは、競走中その他騎手が主催者の直接管理下にある間における事故並びに騎手の所属する主催者（以下「所属主催者」という。）の競馬開催期間中における調教中の事故及び所属主催者以外の主催者の競馬開催期間中における当該開催に係る出走申込み馬の調教中の事故をいう。

（特別給付受給資格者）

第3条 会員である騎手が特別給付の受給資格を得ようとするときは、第14条第2項の規定により納入すべき特別会費を添えて様式第1号の特別給付受給資格取得申請書を理事長に提出しなければならない。

2 会員である騎手は、理事長が前項の規定による申請書を受理した日に特別

給付の受給資格を取得する。

(資格の喪失)

第4条 前条第2項の規定により特別給付の受給資格を取得した者（以下「特定会員」という。）が第14条第1項の規定に違反したときは、特定会員としての資格を失う。

(特別給付の種類)

第5条 共済会は、特定会員の競走中等における事故に起因する死亡及び負傷に対し、次の特別給付を行う。

- (1) 特別遺族給付
- (2) 特別障害給付
- (3) 特別入院給付
- (4) 特別通院給付

(特別給付の給付対象期間)

第6条 特別給付は、会員が特定会員としての資格を取得した日以降その資格を喪失する日までの間に生じた事由に対し、これを行う。

(請求権の消滅)

第7条 特別給付の請求権は、次の各号に規定する日から2年を経過したときは、時効によって消滅する。

- (1) 特別遺族給付については、特定会員の死亡した日
- (2) 特別障害給付については、障害が固定したと診断された日又は事故の日から180日を経過した日のいずれか早い日
- (3) 特別入院給付については、退院の日又は事故の日から180日を経過した日のいずれか早い日
- (4) 特別通院給付については、治癒の日又は事故の日から180日を経過した日のいずれか早い日

(特別給付の申請)

第8条 特定会員又はその遺族は、特別給付の事由が生じた場合には、様式第2号、第3号、第4号又は第5号の特別給付申請書を理事長に提出しなければならない。

(特別給付支給額の決定)

第9条 特別給付支給額は、付表に定めるところにより決定する。

(特別遺族給付の受給者)

第10条 特別遺族給付は、当該特定会員の死亡により給付規程第4条の遺族給付を受ける者に支給する。

(特別給付の制限)

第11条 次の各号の一に該当するときは、その特別給付は支給しない。

- (1) 特別給付の原因となる事故の発生について、特定会員に意図した故意が

あるとき。

(2) 特別給付に関し虚偽又は不正の事実に基づいて申請したとき。

(特別障害給付の減額)

第12条 次の各号の一に該当するときは、特別障害給付支給額はこれに該当しないものとした場合に支給すべき額とする。

(1) 第2条に規定する事故の際、すでに特定会員が傷害を負い、又は疾病にかかっていた場合

(2) 第2条に規定する事故の後、当該事故と関係なく特定会員が傷害を負い、又は疾病にかかった場合

(3) 正当な理由がないのに、特定会員が治療を怠り、又は特定会員が死亡した場合において特別遺族給付を受けることのできる者が特定会員に治療を受けさせなかった場合

(審査の請求)

第13条 給付規程第19条の規定は、特定会員又はその遺族が、この規定に基づいて行う特別給付に係る共済会の決定に異議がある場合に、これを準用する。

(特別会費)

第14条 特定会員は、特別会費として、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間について30,000円を、その期間が始まる前日までに共済会に一括して納入しなければならない。

2 新たに特定会員となった者の初年度の特別会費は、前項の規定にかかわらず、4月1日から9月30日までに特定会員になった者にあつては30,000円、その他の者にあつては15,000円とする。

3 納入済みの特別会費は、特定会員が年度途中においてその資格を喪失した場合にも、返還しない。

(特定会員の義務)

第15条 特定会員は、特別給付に関する共済会又は次条の規定による保険契約に係る保険会社の指示、調査等に協力しなければならない。

(保険契約)

第16条 共済会は、この規程による特別給付の事業の円滑な運営に資するため、損害保険会社又は生命保険会社と特定会員を被保険者とする保険契約を締結する。

2 前項の保険契約に基づく保険金の請求及び受領は、特定会員又はその遺族に代わり、共済会が行う。

3 第1項の保険契約に基づいて支払われる保険金は、その全額を第5条に定める特別給付に充当する。

付 表

特別給付支給額

給付の種類	給 付 事 由	給 付 金 額
特 別 遺族給付	特定会員が競走中等における事故に 起因して事故発生の日から 180 日以内 に死亡した場合	2,500 万円
特 別 障害給付	特定会員が競走中等における事故に 起因する負傷又は疾病により身体に障 害が生じた場合 ただし、事故発生の日から 180 日をこ えてなお治療を要する状態にあるとき は、事故発生の日から 181 日目の障害程 度による。	付表別紙「特別給付基準表」 による。
特 別 入院給付	特定会員が競走中等における事故に 起因する負傷又は疾病により 4 日以上 入院した場合 入院給付の受給当該者が入院中(事故 の発生の日から 180 日以内に限る。以下 「入院中」という。)に手術を受けた場 合には、次の給付を加算する。 (1)手術加算 入院中医師が、治療を直接の目的と して「メス等」の器具を用いて患部又 は必要部位に切除、摘出などの処置を 施した場合	入院 1 日につき 2,000 円 (事故発生の日から 180 日を 限度とする。) 保険契約約款の別表による。 (参考:入院給付日額の 10 倍) ただし、給付は 1 回限りとす る。
特 別 通院給付	特定会員が競走中等における事故に 起因する負傷又は疾病により 4 日以上 通院した場合	通院 1 日につき 1,000 円 (事故発生の日から 180 日以 内で 90 日を限度とする。)

(注 1) 一の年度中にすでに支給した特別障害給付がある場合には、特別遺族給付支給額は、2,500 万円から当該特別障害給付支給額を控除した残額とする。

(注 2) 特別障害給付支給額は、一の年度を通じて 2,500 万円を限度とする。

(注 3) 入院とは、医師法に定める医師の指示に基づき病院等に入院し、かつ、平常の業務に従事できない状態をいう。

(注 4) 通院とは、医師法に定める医師による治療が必要な場合において、病院又は診療所に通い若しくは往診により、医師の治療を受けること。

(注 5) 傷害を被って通院治療していた者が通常の業務に服した場合は、原則として通院給付の対象としない。

別紙

特別給付基準表

障害の等級	給付金額
1	2,500万円
2	2,225万円
3	1,950万円
4	1,725万円
5	1,475万円
6	1,250万円
7	1,050万円
8	850万円
9	650万円
10	500万円
11	375万円
12	250万円
13	175万円
14	100万円
(備考) 障害の等級は、労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）別表第二（第40条関係）による。	